

# 青森県報

第百七十八号

令和二年  
七月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……三
- 公有水面埋立ての免許……………(港湾空港課) ……三
- パーソナルコンピュータ賃貸借契約(令和二年度)に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……四
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……六
- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……九

### 告

### 示

#### 青森県告示第五百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ナースセンターサイン	○三戸郡階上町蒼前西一丁目九の二五六	令和二年七月三日

#### 青森県告示第五百四十三号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三五〇 二・六・三五	令和二年七月三日	社会福祉士法人常光会	三沢市大字三沢字南山六〇の二	特別養護老人ホーム南山ひばり苑	三沢市大字三沢字南山六〇の一	令和二年七月三日	介護老人福祉施設

#### 青森県告示第五百四十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同法第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇一 三九二
登録年月日	令和 二・六・二五
氏名又は 名称	社会福祉 法人常光 会
住所	三沢市大 字三沢字 南山六〇 の二
事業名称	特別養護 老人ホーム 南山ひばり 苑
所在地	三沢市大 字三沢字 南山六〇 の一
業務開始 年月日	令和 二・七・一
備考	介護老人 福祉施設

青森県告示第五百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	株式会社ほえみ
主たる事務所の所在地	弘前市大字狼森 字西元四の一
障害福祉サービスの種類	共同生活 援助
障害福祉サービスを行う事業所	障がい者グループホーム ムいちご
所在地	南津軽郡藤崎町 大字水木字福西 四六の三
指定年月日	令和 二・七・一

青森県告示第五百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

令和二年七月三日

名称	ハッピー調剤薬局八戸下長店
所在地	八戸市下長三丁目一三の八
指定年月日	令和 二・七・一
備考	三戸郡階上町蒼前西一丁目九の二五六 〇

青森県告示第五百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	大学堂薬局
所在地	八戸市大字三日町一三
指定辞退年月日	令和 二・三・三
備考	八戸市根城八丁目六の一
名称	調剤薬局ツルハドラッグ福地南部店
所在地	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二
指定辞退年月日	二・六・〇

青森県告示第五百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	坂本 義之
勤務する病院等	弘前大学医学部附属病院
所在地	弘前市大字本町五三
診療科名	消化器・乳腺・甲状腺外科(直腸機能障害)
指月日定	令和二年七月三日

青森県告示第五百四十九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

弘前市大字百沢字東岩木山一の一五二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百五十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、令和二年

六月二十五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

令和二年七月三日

八戸港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称  
青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名  
青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

青森県八戸市豊洲五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 電子基準点八戸基点(北緯四〇度三〇分五五秒 東経一四一度三〇分四〇秒)から二九度〇〇分四三秒 二、一三三・九四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 三一五度四五分五八秒 七・三六メートルの地点

③の地点 ②の地点から 四四度二四分〇二秒 八五・七二メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一三六度三〇分二二秒 〇・四九メートルの地点

3 面積

三三六・三七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森県八戸市豊洲二の二、二の五、二の一八、五、二の二地先の公有水面及び

五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点とを結んだ線により囲ま

れた区域

⑦の地点 電子基準点八戸基点（北緯四〇度三〇分五五秒 東経一四一度三〇分

四〇秒）から二八度四七分三一秒 二、〇二五・二八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 三一六度一八分四四秒 二二・三六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 四五度五六分三〇秒 六六・五三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 二〇度四一分二四秒 二一・九七メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三一五度五〇分三三秒 三四・一二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 四六度五一分四四秒 一九・五二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 三一五度四七分五八秒 一六・一二メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 四六度五一分五一秒 一二二・六五メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 一三六度三八分二九秒 八三・三八メートルの地点

3 面積

一三、五七九・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約（令和二年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

令和二年十一月一日から令和七年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予

算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に

関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和二年七月二十九日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目四の三〇  
青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ  
電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和二年八月十七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟四階D会議室  
令和二年八月十八日 午前十時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の提出方法等  
入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和七年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 17, 2020

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division  
Department of General Affairs  
Aomori Prefectural Government  
2-4-30 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801  
JAPAN  
TEL 017-734-9160

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロード青森  
青森市緑三丁目九の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 協同組合サンロード青森  
青森市緑三丁目九の二  
代表理事 相馬 敏行
- 2 ニュータウン商事株式会社  
青森市緑三丁目九の二  
代表取締役 相馬 敏行
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株 式 会 社 丸 啓 青 森 市 新 町 二 丁 目 五 の 六 代 表 取 締 役 前 田 秀 夫	株 式 会 社 丸 啓 青 森 市 橋 本 三 丁 目 四 の 一 五 代 表 取 締 役 前 田 秀 夫	変 更 後	令 和 元 ・ 三 ・ 二	年 月 日	青 森 市 本 町 五 丁 目 一 の 一 七	変 更 な し	青 森 市 本 町 五 丁 目 一 の 一 七
-------------	--	---	-------------	---------------------------------	-------------	--	------------------	--

株 式 会 社 翁 屋 青 森 市 南 佃 一 丁 目 一 八 の 一 五 代 表 取 締 役 阿 部 淳 之 輔	変 更 な し		株 式 会 社 丸 啓 青 森 市 新 町 二 丁 目 九 の 二 代 表 取 締 役 相 馬 敏 行	変 更 な し		株 式 会 社 コ ー エ ー 青 森 市 大 字 鶴 ヶ 坂 字 田 川 四 八 の 一 代 表 取 締 役 棟 方 光 栄	変 更 な し		株 式 会 社 橋 文 八 戸 市 卸 セ ン タ ー 一 丁 目 九 の 一 代 表 取 締 役 橋 本 博 文	変 更 な し		株 式 会 社 キ ク ヤ メ ガ ネ 青 森 市 新 町 一 丁 目 一 の 一 七 代 表 取 締 役 羽 田 和 弘	変 更 な し		有 限 会 社 沖 館 薬 局 青 森 市 柳 川 二 丁 目 四 の 一 九 代 表 取 締 役 岡 島 祐 史	変 更 な し		株 式 会 社 ラ グ ノ オ さ さ き 弘 前 市 大 字 百 石 町 九 代 表 取 締 役 木 村 公 保	変 更 な し		イ オ ン リ テ ー ル 株 式 会 社 千 葉 県 千 葉 市 美 浜 区 中 瀬 一 丁 目 五 の 一 代 表 取 締 役 井 出 武 美	変 更 な し		エ ム ・ ワ イ 有 限 会 社 青 森 市 桜 川 九 丁 目 一 二 の 二 〇 代 表 取 締 役 高 谷 政 夫	変 更 な し		株 式 会 社 神 戸 屋 呉 服 店 青 森 市 堤 町 二 丁 目 二 三 の 六 代 表 取 締 役 足 立 均	株 式 会 社 神 戸 屋 呉 服 店 青 森 市 堤 町 二 丁 目 二 三 の 六 代 表 取 締 役 足 立 弘 長	元 ・ 六 ・ 一	株 式 会 社 成 田 本 店 青 森 市 新 町 一 丁 目 一 三 の 四 代 表 取 締 役 福 田 則 人	変 更 な し		有 限 会 社 リ ケン 洋 食 器 店 青 森 市 新 町 二 丁 目 二 の 七 代 表 取 締 役 田 中 晃	変 更 な し	
---	------------------	--	--	------------------	--	--	------------------	--	---	------------------	--	---	------------------	--	---	------------------	--	---	------------------	--	---	------------------	--	---	------------------	--	--	---	-----------------------	---	------------------	--	--	------------------	--

株式会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤 博	株式会社グリーンハウスフーズ 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の二 代表取締役 田沼 千秋	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一 代表取締役 矢野 靖二	株式会社モリエ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 内野 伸彦	株式会社ファイブ・フォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇の七 代表取締役 上田 稔夫	株式会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺 太朗	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二間屋町一丁目五の一六 代表取締役 加川 澄子	成田 元秀 青森市長島二丁目一〇の六	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内 守	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁目二四の二 代表取締役 林 史郎	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三の五 代表取締役 山田 太郎
変更なし	変更なし	変更なし	—	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
			平成 三・四・五							

株式会社ブループランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城 幸一	鳥潟 務 青森市緑三丁目九の二	株式会社マインドゲームス 青森市橋本三丁目四の一三 代表取締役 佐々木 良二	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の一四 代表取締役 木山 茂年	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田 良次	株式会社ヒートン 弘前市大字南大町一丁目九の一 代表取締役 伊藤 敏明	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 寺井 秀蔵	有限会社グラント 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 葛西 幸治	株式会社赤ちゃん本舗 大阪府大阪市中央区南本町三丁目三の二 代表取締役 佐藤 好潔	エステールホールディングス株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山 雅史	和田 美紀子 青森市本町二丁目七の八
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	—	変更なし	—	—	変更なし	変更なし
					平成 三・四・二		元・九・三〇	令和 元・五・三		

株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五三の二六 代表取締役 吉田 好一	株式会社ダブリュ・アイ・システム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 濱中 洋	株式会社サンポウ 群馬県沼田市薄根町四四七〇の一 代表取締役 平井 秀明	ZAKANA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六の三 代表取締役 桑島 光雄	B・Rサーティワンアイスクリーム株式会社 東京都品川区上大崎三丁目二の一 代表取締役 渡辺 裕明	株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野 清	株式会社Quattro 青森市大字浅虫字内野五五の一二 代表取締役 荒井 章生	有限会社ワカホリック 東京都中野区新井二丁目一の一ラウンドコープビル七階 代表取締役 遠山 直樹	太田 昌世 青森市大字細越字栄山三一〇の三	株式会社ティーループ 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 高橋 耕大
変更なし	変更なし	変更なし	ZAKANA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六の三 代表取締役 大楠 弘平	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社ラ・クレール 青森市大字細越字栄山三一〇の三 代表取締役 太田 昌世	変更なし
			令和 元・六・一					元・九・二	元・六・四

株式会社ハニーブホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七の一 代表取締役 江尻 義久	有限会社クレイズコミュニティ 北海道函館市松風町八の二 代表取締役 佐藤 徹	株式会社明石スクールユニフォームカンパニー 岡山県倉敷市児島田の口一丁目三の四四 代表取締役 河合 秀文	株式会社カネモト 青森市新町二丁目五の五 代表取締役 野澤 正樹	株式会社フェイスグループ 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目二の二六 代表取締役 佐々木 勉	株式会社DLVO 東京都渋谷区神宮前五丁目三〇の一 代表取締役 宮城 大樹	合同会社神句楽 青森市奥野一丁目二の一八 代表取締役 平野 佳奈子
元・六・三	元・九・二	元・二〇・四	元・二・三七	元・二〇・六	元・三・六	元・三・四

四 届出年月日  
令和二年六月二十二日

五 届出書の縦覧  
1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所  
2 期間 令和二年七月三日から同年十一月三日まで  
3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで



六 意見書の提出  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月三日

- 青森県監査委員 須 藤 光 昭
- 青森県監査委員 川 嶋 由 紀 子
- 青森県監査委員 寺 田 達 也
- 青森県監査委員 花 田 栄 介

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
高橋 政 嗣	青森県青森市古川一丁目一〇の二
秋 元 創 一 郎	埼玉県所沢市上新井四丁目四八の六
小 林 太 郎	青森県弘前市大字和徳町五二
鈴 木 崇 大	青森県弘前市大字城南五丁目三の二一
今 孝 彰	青森県青森市三好一丁目一の一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和二年七月三日から令和三年三月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円